

第 8 次宮崎市行財政改革大綱 改訂版の策定方針について

第 8 次宮崎市行財政改革大綱の取組期間については、計画期間を平成 30（2018）年度～令和 4（2022）年度までとする第 5 次宮崎市総合計画・前期基本計画の下部計画として位置づけていることから、その計画期間と合わせ、平成 30（2018）年度～令和 4（2022）年度までの 5 年間としておりますが、社会情勢の変化に対応し、時代に即した改革に取り組むため、令和 2（2020）年度に中間見直しを行うこととしておりました。

1 行財政改革大綱改訂版の策定方針

「現在の大綱の位置付け」や「行財政改革を進める上での 4 つの基本的な視点と共通視点」を継承します。本文については、一部修正を行います。

また、実施項目につきましては、追加・変更・修正・削除を行います。

2 取組期間

現在の大綱を引継ぎ、改訂版の取組期間は

平成 30 年度（2018 年度）～令和 4 年度（2022 年度）の 5 年間とします。

3 数値目標

全体の効果・取り組み状況を評価する指標「30 億円」をはじめ、各視点における効果・取り組み状況の評価として設定している数値目標についても、現在の大綱を引き継ぎ、継続して進捗管理を行うことで着実な改革・改善を図ります。

4 本文の修正

資料 2「本文(案)」～資料 3「新旧対照表」をご覧ください。